

## いじめ重大事態に関する個別サポートチームについて

## 1. 目的

千人当たりいじめ重大事態発生件数が多い自治体に対し、国の個別サポートチームを派遣し、課題等について指導助言を行うとともに、いじめ重大事態発生に関する自治体としての対応を分析し、重大事態調査ガイドライン改訂の検討に生かすことを目的とする。

## 2. 個別サポートチームの構成

- ・有識者1名
  - 新井 肇 いじめ防止対策協議会座長（関西外国語大学外国語学部教授）
  - 八並光俊 いじめ防止対策協議会委員・いじめ調査アドバイザー  
（東京理科大学教育支援機構教職教育センター教授）
  - 滝 充 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター フェロー
  - 宮古紀宏 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター 総括研究官
  - 高橋典久 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター 総括研究官
- ・文部科学省児童生徒課室長又は補佐級職員1名程度
- ・こども家庭庁支援局総務課補佐級職員1名

## 3. 派遣先

千人当たり重大事態発生件数を踏まえ、7県1指定都市教育委員会を抽出

- ・岩手県、栃木県、兵庫県（神戸市含む）、島根県、山口県、高知県、沖縄県

※派遣受け入れ教育委員会は、教育長又は教育次長相当職及び県教委担当者が対応。自治体によって、市町村教委担当者、私学担当者、こども若者担当部局／福祉部局担当者が同席。

## 4. 派遣期間等

令和6年1月～令和6年2月

## 5. 主な確認事項

- ・いじめ重大事態発生の要因や重大事態対応の課題に関する分析
- ・教育委員会から学校への指導の状況
- ・自治体として、今後どのように重大事態の発生を防ぐかの対応策
- ・教育委員会と首長部局との連携状況

等

## 6. 自治体からの回答

### <いじめ重大事態の発生について>

・派遣先の多くの自治体において、いじめ重大事態の発生の要因として

- ① いじめの認知漏れによる初期対応の遅れなど、教職員のいじめ防止対策推進法や同法に基づく基本方針等の理解不足による対応の不備
- ② 関係者間で適切な情報共有が行われていないことや担任による抱え込みなど、学校いじめ対策組織が機能しておらず、組織的な対応に課題
- ③ いじめの発見が難しい SNS 上のいじめの増加
- ④ 教育委員会と学校との連携状況に課題
- ⑤ いじめの未然防止の取組に課題
- ⑥ 保護者との関係（初期対応含む）に課題
- ⑦ 警察等関係機関との連携に課題
- ⑧ 困難や課題を抱える児童生徒の増加

をあげた一方、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づき、「疑い」が生じた段階で調査を行った結果でもあるとの意見もあった。

### <県教委から市町村教委への指導状況について>

・いじめの未然防止及び重大事態対応に関し、県教委から市町村教委への主な指導状況は下記の通り。なお、市町村教委からの都度の相談については都度適切に実施。

- ① 県独自のいじめ防止・重大事態対応に関する基本方針やマニュアル（チェックリスト・フローチャート、予防教育プログラム等含む）の作成・周知  
（教職員向けの研修会や児童生徒を対象としたいじめ予防授業、保護者・地域住民への研修等にも活用）
- ② 校長会や生徒指導担当教員等研修会等、各種会議による情報共有・研修の実施
- ③ 県教委が小中も対象とした定期的ないじめアンケートを実施し、その結果を踏まえたいじめ対応の実施
- ④ 知事を会長とした知事部局、教育委員会、警察、医療機関、福祉機関等関係機関を構成員とするいじめ問題に関する協議会を設置し、県全体でいじめ予防に関する普及啓発の実施

### <教育委員会から学校への指導状況について>

各教育委員会の主な取組は下記の通り。なお、学校からの都度の相談については都度適切に実施。

・県教委から県立高校への指導状況

- ① 県独自のいじめ防止・重大事態対応に関する基本方針やマニュアルの作成・周知

- ② 役職別研修の実施や校長会、生徒指導主事会議等による説明・指導
- ③ 県教委にいじめ問題解決を担うチームを置くなどし、該当校へ派遣・指導
- ④ 定期的（毎年）な学校いじめ防止基本方針の見直しの働きかけ（見直しの観点も明示）
- ⑤ スクールロイヤーを活用した法律相談、研修の実施

・市町村教委から小中学校への指導状況

- ① 国や県、市が作成するマニュアル（チェックリスト・フローチャート、予防教育プログラム等含む）等の提供
- ② 市町村教委にいじめ問題解決を担うチームを置くなどし、該当校へ派遣・指導
- ③ 校長会や生徒指導主事等に対する研修会の実施
- ④ 学校だけでは対応が困難な事案が生じた場合の指導主事の学校派遣

<自治体としての重大事態の未然防止策について>

前述の取組以外の主な取組は下記の通り。

- ① 県教委にいじめ対応のスキルが高い元校長を「いじめ対応・不登校支援等アドバイザー」として配置・活用。小中に関する事案であっても、市町村教委と連携のもと直接学校を支援
- ② 道徳の時間等を活用しいじめ防止教育の実施
- ③ 一人一台端末を活用した相談窓口の運用
- ④ いじめに関するリーフレットをHPに掲載するとともに、保護者に配布。また、PTA総会等での保護者へのいじめ防止対策に関する普及啓発
- ⑤ 各学校のいじめ防止基本方針の見直しの指示

**7. 個別サポートチームからの主な指導・助言内容**

<法や基本方針等の理解や周知について>

- ・ いじめ防止対策推進法や法に基づく国の基本方針、当該校のいじめ防止基本方針等を（管理職も含め）現場の教員が理解していないことが多い。
- ・ よって、最低限の取組として、全教職員や保護者、児童生徒を対象に、年度当初にいじめ防止に関する研修等を実施すること。なお、管理職は概ね研修を受講しているが、その内容が現場の教員まで浸透していないことがあることにも留意が必要。
- ・ いじめ重大事態の際の対応について、学校のいじめ防止対策方針に盛り込み、周知を図る必要がある。

- ・学校のいじめ防止基本方針の見直しを行うにあたり、児童生徒や保護者等の意見を取り入れることも重要である。また、基本方針をHPに掲載するのみではなく、保護者等に対し直接説明または通知などで周知する必要がある。

#### <学校いじめ対策組織について>

- ・学校いじめ対策組織を定例化（2週間に1回程度を目途）し、それぞれの部署からいじめにつながる情報を拾い上げるとともに、予兆があれば臨時会を開くなど早期対応を行う必要がある。
- ・いじめに対する組織的対応を徹底するためには、校長等管理職のリーダーシップが求められる。また、担任の抱え込み、学校の抱え込みをなくすためにも、相談しやすい、風通しのよい学校風土づくりを進めていくべきである。

#### <いじめの対応について>

- ・学校のいじめ事案に対する対応に問題が生じるのは、教育委員会と学校との連携に課題があるためである。情報共有は組織対応の基盤であり、学校内での情報共有に加え、教育委員会と学校の情報共有についても迅速かつ適切に行う必要がある。
- ・家庭や本人の特性を背景とした困難や課題を持つ児童生徒については、課題が表面化する前（入学前含む）から注意深く見取り、支援を行う必要がある。
- ・いじめの解消については、転学等により行っているものもあるが、根本的な解決にはならない。法や基本方針等を踏まえた解消の取組が必要である。
- ・SNSによるいじめを始め、犯罪に該当するものは警察との連携が必要である。
- ・学校が行う生活アンケートについては、何を目的として実施するのか、形骸化していないかなどを今一度確認する必要がある。また、アンケートの結果について、調査をして終わるのではなく、検証することが必要である。
- ・いじめ重大事態報告書を活用して原因を分析するとともに、その内容を教材とするなど、いじめ防止のための研修の充実を図る必要がある。
- ・学校や教育委員会に相談しづらい当事者もいるため、自治体の首長部局が、第三者的な立場で、いじめの相談から解消までに取り組むことが、いじめの長期化・重大化の防止に有効と考える。

#### <いじめの未然防止について>

- ・生徒指導提要を踏まえた生徒指導を行う必要がある。
- ・いじめ対応に当たっては、学校のみで対応するのではなく、知事部局とも連携して、県全体で取組を行う必要がある。

- ・ 1人1台端末等の活用した教育相談の実施に当たっては、適切に対応できるよう、学校側の体制整備を行うことが必要である。
- ・ いじめに対する理解を深めるため、国・自治体・学校のいじめ防止基本方針等のいじめ防止の取組を、道徳等の教科等で話題にすることも考えられる。

#### <記録保存について>

- ・ いじめの対応については、日頃のアンケートや第三者調査の議事録等、記録の保存が求められる。転学や卒業をした場合であっても、事後的に対応が発生することもあることから、適切な保存（基本方針では5年が望ましいとしている）を行う必要がある。

## 8. 総括

いじめ重大事態に関する個別サポートチームの派遣により、自治体におけるいじめ重大事態対応について、共通する課題を把握することができた。

具体的には、教職員のいじめ防止対策推進法や同法に基づく基本方針等の理解不足や、学校いじめ対策組織が機能しておらず、組織的な対応に課題があること、発見が難しいSNS上のいじめの増加、教育委員会と学校との連携状況、いじめの未然防止の取組、保護者との関係（初期対応含む）、警察等関係機関との連携に課題があること、また、困難や課題を抱える児童生徒の増加も指摘された。

一方、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づき、「疑い」が生じた段階で調査を行った結果でもあるとの意見もあった。

個別サポートチームとして、各自治体の分析状況等を把握するとともに、「7. 個別サポートチームからの主な指導・助言内容」で示した通り、「法や基本方針等の理解や周知について」「学校いじめ対策組織について」「いじめの対応について」「いじめの未然防止について」「記録保存について」の観点から、指導・助言を行った。

今後、今回の個別サポートチームで聞き取った自治体における課題を踏まえ、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂に生かすこととする。